

# 第 1 回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第1回定例会 平成29年4月27日

開会 14時00分 閉会 15時55分

出席委員  
(23名)

会長 小林茂徳  
1 山崎正勝  
2 白倉令子  
3 小川高史  
5 小山睦夫  
6 片十郎  
7 成山喜枝  
8 齊藤敏彦  
10 柳澤多久夫  
11 荒木稔幸  
12 渡邊幹夫

会長代理 依田繁二  
13 小山肇治  
14 依田隆喜  
15 小林健治  
16 青木二巳  
17 小林勝元  
18 清水洋  
推進 花岡幹夫  
推進 荻原薫  
推進 佐藤富士夫  
推進 竹内芳男  
推進 渡邊重昭

議事録署名委員

1 山崎正勝 2 白倉令子

出席職員  
(4名)

農業委員会事務局  
事務局長 金井 泉  
次長 織田 秀雄  
事務局 滝澤友一郎  
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第3条の規定による適格者証明について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画について

第1回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

依田代理

こんにちは。ただ今より第一回農業委員会定例総会を開催します。

議長

皆さんこんにちは。桜の花の便りも過ぎて、いよいよ若葉の季節になって来ました。農作業も忙しくなって来ます。そんなお忙しい中、お集まりいただいて大変ご苦労様です。先日の臨時総会において、引き続き会長職を仰せ付かりました小林です。皆様のご支援を賜りまして、東御市の農業発展のために頑張る所存です。改めてよろしくお願い致します。本日は、昨年4月の農業委員会に関する法律の一部改正により、新たに任命された第6期の、第一回目の定例総会です。農業委員18名、推進委員5名の、計23名は、東御市の非常勤の特別職という身分となります。今後3年間、定例会とは別に、各種イベント、研修、そして地域では役員等の行事がたくさんあると思います。冠婚葬祭など、止むを得ない場合を除いて、出来るだけ出席をするようお願い致します。

農業を取り巻く環境が非常に厳しく、TPP問題も大分騒がれましたが、アメリカの離脱に伴い頓挫しました。ご承知のとおり、現在は北朝鮮問題で大変な様です。今後、アメリカ抜きの11カ国との協議、若しくはアメリカとの2国間での話し合いが予想され、我々農業に従事する者にとっても、大変厳しい時期を迎えるようになると思います。また、我々の身近な所に目をやっても、少子高齢化、担い手不足等の問題もあり、農業の行く末が案じられます。明るい話もあります。柘津の御堂地区には約30ヘクタールの荒廃農地を、ワイン用ブドウ畑に造成する計画があります。今日の農業新聞を見ていましたら、耕作放棄地解消という事で、信州うえだファームが農林水産大臣賞を受賞されました。しかし、厳しさは変わりません。今回の農業委員会に関する法律の一部改正を受け、農地利用の最適化の推進が必須業務になりました。担い手への農地集積化、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進等が大きなテーマとして委員会に求められています。東御市は中山間地特有の、地域それぞれの問題を抱えています。きめ細かい対応が必要かと思われれます。私達農業委員は、地元の方々の声を吸い上げ、事務局と二人三脚で議案に対処し、魅力ある地域の発展に寄与して行きたいと思致します。ご支援をよろしくお願い致します。

それでは議事録署名委員の指名ですが、本日は1番の山崎委員、2番の白倉委員にお願い致します。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

それでは第1号議案、農地法第3条についてご説明させていただきます。今月は4件です。

まず番号1です。譲受人は〇〇の〇〇さんです。この方は認定農業者の

認定を受けている方です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は、地図の上の方に〇〇〇〇がありますが、その北側の土地です。〇〇さんの経営面積は〇〇平方メートルほどあり、今回の申請地は〇〇平方メートル程で、合計〇〇平方メートルになり、経営面積3,000平方メートル以上を満たしているため、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇の公民館の付近です。譲受人の〇〇さんは、現在〇〇平方メートルしか農地がありませんが、今回の申請地を合わせ、〇〇平方メートルになります。こちらも下限面積を満たしています。申請地も自宅の近くで、問題ないと判断しました。

続いて番号3です。譲受人は〇〇の〇〇さん。譲渡人は同じく〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇の、〇〇との境にあります。地図の3ページ、中央に譲受人の自宅があり、その裏に譲受人が耕作している農地があります。申請地はその隣接地なので、問題はないと判断しました。

続いて番号4です。地図は4ページです。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。場所は〇〇の〇〇の左側を行った所です。〇〇さんの耕作面積は〇〇平方メートルですが、今回の申請地面積が〇〇平方メートルなので、合計すると〇〇平方メートルで、下限面積を満たす事になります。地図に〇〇さんというお宅がありますが、ここが譲受人の自宅です。そのすぐ隣地を取得するという事ですので、問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それではこれより担当委員の説明に入ります。まず、番号1番の案件につきまして、小山肇治委員に説明をお願いします。

小山委員

それでは説明します。地図の1ページをご覧ください。皆さんご存知の、〇〇の駐車場の一区画上の、菅平旧有料道路から〇〇に降りて来る、県道に面しているブドウ畑です。〇〇さんは先月の定例総会で認定農業者の更新をされ、親子でリンゴとブドウの営農をしています。譲渡人の〇〇さんは高齢で、体調を崩していること、息子さんが農業を継承しないことから、今回の申請となりました。〇〇さんは昨年までブドウ部会に入っていて、〇〇さんもブドウ部会に入っている事から、今回の申請に至りました。〇〇さんは〇〇平方メートルほど耕作していますが、自己所有の農地は少なく、借りる農地に雨よけハウスなどの施設を作りたいと思っても、借り主の承諾がなかなか得られないので、今回の所有権移転の話がまとまりました。非常に熱心な農業者です。ブドウ畑をそのまま使ってもらえる事は、価値のあることだと思いますので、問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。  
特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。  
続いて番号2の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

それでは説明します。地図の2ページをご覧ください。場所は、〇〇の東側50メートル程の場所です。〇〇と〇〇の中間点です。旧菅平有料道路より南下した道路沿いにあります。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいますが、実家が譲受人の〇〇さんの自宅の隣です。譲渡人の息子さんが亡くなり、後を継ぐ人がいなくなり、農地を手放したいと思っていたところ、〇〇さんが買い取り、耕作する事になりました。〇〇さんは造園業をしていましたが、息子さんに譲り、兼業で60年以上農業に従事していた経験もあり、今回ナスやキュウリの野菜を作るため、農地を取得する事となりました。問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。  
特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。  
続きまして番号3の案件につきまして、片十郎委員より説明をお願いします。

片委員

よろしくをお願いします。地図の3ページをご覧ください。柵津線の〇〇の東側です。〇〇に入る県道の北側に申請地があります。申請地に隣接して、譲受人の畑が2筆あります。自宅と農業資材置場と造園資材置場が2棟あり、その下が自宅です。譲受人は息子さんと〇〇平方メートル以上耕作をされており、経営面積についてはまったく問題ありません。周囲の畑等にも特に問題はないと思われれます。ご審議をよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。  
特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号4の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の4ページをご覧ください。中央の交差点を上に行くと〇〇です。右に行くと〇〇です。そこから50メートルほど〇〇方面へ行った、右側にあります。譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお住まいです。以前はここに通ってブドウを作っていましたが、もう通いきれないという事で普通の畑に戻してしまい、隣の畑の〇〇さんに譲り渡す事になりました。〇〇さんは、お米は作っているけれど畑がないので、ここで野菜を作りたいという事で、話がまとまりました。特に問題はないと思われまます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして議案第2号農地法第3条の規定による適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案についてご説明します。申請は2件ありますが、2件共申請人は〇〇さんです。

まず番号1です。地図の5ページの、中央を走っている道路が浅間サンラインです。その道沿いです。譲受人は耕作面積が〇〇平方メートル有り、下限面積を満たしているのですが、住所が〇〇〇〇なので、通うのも遠いのではないかと心配しました。しかし、高速を使うと45分ほどで通作は出来るという事です。この農地ではプルーンを作りたいという事です。

続いて番号2です。地図の下の方に走っている道路が国道18号線です。その〇〇の信号から北へ行った所です。ここでもプルーンを栽培したいと言う話です。耕作面積も〇〇平方メートル程なので、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。適格者証明の番号1について、竹内芳男委員より説明をお願いします。

竹内委員            それでは説明します。場所は地図の5ページをご覧ください。中央を走っている道路が浅間サンラインです。〇〇の信号から200メートルほど西に行った所を、北に上った所です。軽トラがやっと通れるくらいの細い道を上った所にあります。申請人の〇〇さんは、高速道路を使い45分ほどで通作するという事です。取得後はプールの栽培をするという事です。農作業暦は15年ほど有り、経営面積も〇〇平方メートル程有り、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長                ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手の上ご発言をお願いします。

(小林健治委員挙手)

小林委員どうぞ。

小林委員            耕作面積の合計は東御市内での面積だけですか。それとも他市町村分合計の面積ですか。

事務局              市外の面積です。〇〇と〇〇でも耕作されているという事です。

議長                外にありますか。

ないようですので裁決に入ります。適格者証明の番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして、番号2の案件につきまして荻原薫委員より説明をお願いします。

荻原委員            お願いします。地図の6ページをご覧ください。国道18号線の〇〇という信号があります。そこから左に行くと〇〇の信号があります。ここから300～400メートル上ると〇〇の集落があり、東に100メートル入った場所です。新しい住宅が数件あります。その一番奥の土地です。おそらく譲渡人は宅地にする目的だったのではないかと思います。平坦な土地ですが荒れていて、クルミの木や雑木が切り倒されたまま山積みになっています。申請者は〇〇にお住まいという事で、遠距離が心配される所ですが、荒廃した農地を耕作していただけるなら、良いのではないかと思います。よろしくお願ひします。

議長                ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

(清水委員挙手) 清水委員どうぞ。

清水委員 ○○さんの家族構成を伺いたいのですが。息子さんなどが東御の近くに  
住んで居られるなら、耕作もし易いのではないかと思います。

事務局 家族構成は分かりません。耕作はご自分でされるという話です。

議長 この案件が競売で落札した時には、後に農地法第3条で案件が上って来  
ますので、その時にまた慎重審議をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 この方が農地を取得した後、農地として活用されなかった場合、どうな  
るのでしょうか。

事務局 利用意向調査の対象となります。

議長 他にご意見ありましたら出してください。

ないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の  
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

それでは議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事  
務局より説明をお願いします。

事務局 3号議案について説明します。4条は1件です。

番号1です。地図の7ページ、8ページをご覧ください。場所は○○の  
信号から入って行った所です。申請事由は貸し駐車場敷地、○○台分です。  
申請人は○○にお住まいの○○さんです。相続で土地を取得しましたが、  
○○に移住したので管理に困っていました。申請地の周りも宅地化が進ん  
で、駐車場も必要になって来たので、近隣から駐車場にして貸してもらい  
たいという話があり、今回の申請になりました。場所は都市計画の用途区  
域の中であって、第1種中高層住居専用地域に該当するので、3種農地で  
す。周りに農地はないので、影響はないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1  
の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。場所は、国道18号線の〇〇の信号から〇〇の方向へ約50メートル行った所を右に曲り、約150メートル行った右側に、〇〇の看板があります。そこを右に入った左側が申請地です。申請人の〇〇さんは、〇〇に住んでいるので農業は出来ませんでした。申請地の周りの土地も〇〇さんの土地でしたが、ほとんど宅地になってしまい、この土地だけ残っていました。近隣からも駐車場がないので、駐車場にして貸してほしいと言う要望がありました。〇〇さんも駐車場にして、安定した収入を得たいという事で、今回の申請になりました。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。れでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

第1種中高層住居専用地域の説明をお願いします。

局長

私から第1種中高層住居専用地域について説明します。東御市は、国有林以外は全て都市計画区域になっています。その中には都市計画の用途地域があります。用途地域というのは具体的に言うと、国道18号線沿線が都市計画用途地域に指定されています。用途地域には何種類かあります。第1種中高層住居専用地域は、比較的高くないアパートや住宅が将来的に建てばいいと言う場所です。農地ではなく、住宅など都市的な利用を推し進めていく地域です。

議長

ありがとうございました。ご理解いただけたと思います。

ほかにございませぬか。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

4号議案について説明します。5条は5件です。

まず番号1です。地図は9ページ、10ページです。申請事由は駐車場敷地です。申請地は2箇所です。申請地の上は譲渡人の〇〇さんの土地です。地図の右側が〇〇の工業団地になっています。譲受人の〇〇が、従業

員の駐車場が不足しているという事で、駐車場敷地にしたいという申請です。周辺の同意も得ています。都市計画の用途区域ですので、3種農地です。特に問題はないと判断しました。

続いて番号2です。こちらもお〇〇です。申請事由は宅地分譲敷地〇棟分です。譲受人は〇〇の〇〇〇〇と言う不動産会社です。都市計画の用途区域に該当します。道幅が若干狭い様に見えますが、建築基準法上は問題ないので、特に問題ないと判断しました。

次に番号3です。こちらの申請事由は、一般住宅敷地です。譲受人は現在〇〇にお住まいの、行政書士の〇〇さんです。お住まいは〇〇ですが、主に〇〇で行政書士をされています。ですので、東御市に移住して一軒家を建てたいという申請です。一般住宅敷地の目安は500平方メートルですが、今回の申請は〇〇〇平方メートルと広い土地です。しかし、土地が不整形であり、法面があるのでそこには住宅が建てられないという事で、広めの土地になります。都市計画の用途区域ですので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号4です。場所は〇〇の、お寺の裏の農地です。申請事由は通路敷地です。譲受人の〇〇さんの農地が通路の南側にあります。その農地に行くには譲渡人の〇〇さんの農地を通っていました。今回正式に通路として申請して譲り受けることにしました。都市計画用途指定はありませんが、集落に接続しているので、特に問題はないと判断しました。

最後に番号5です。こちらの申請事由は資材置場敷地です。譲受人は〇〇の〇〇です。譲渡人も〇〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんは相続で土地を取得しましたが、面積が狭く残地になっていた農地ですので、今回譲受人と話がまとまり、〇〇さんに譲り渡す事になりました。申請地に入るには道がありませんが、申請地の北側で譲受人が〇〇を行なっています。そこに道を作って、資材置場までの接道を取るという事になっています。都市計画の用途地域の指定があるので、3種農地に該当します。このまま農地として残すより、土地の有効利用ができれば問題はないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。申請地は〇〇の東側、工業団地の西側の側道で、〇〇の西側の道から〇〇の旧道までとの中間に位置します。地図の9ページをご覧ください。申請地は2箇所になっています。その間には、アパートと空き地があります。そこを挟んでの2箇所です。譲渡人の〇〇さんは相続で取得しており、現在は〇〇〇〇にお住まいですので、農地管理等に

については親戚の方が管理をしていました。もうお一人の〇〇さんは、兼業農家で農業をされていました。譲受人の〇〇が工場拡張のため、この土地を取得して合計〇〇台の駐車を予定しています。造成にあたっては、土地の形状は変更せず、碎石敷きで、敷地内では浸透側溝を設置する方法で、雨水対策をする予定です。隣接農地への対策は、駐車場内の碎石が隣接地に入り込まないように、境界に盛り土と碎石止めを設置するという事です。また、隣接地への事業説明もし、了承を得ています。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号2の案件について、同じく花岡委員に説明をお願いします。

花岡委員

説明します。地図は11ページです。先程の案件の場所より300メートル程西側の場所になります。〇〇の方から見て、旧道の住宅地を越えて南側に行った所です。道幅は狭く、この辺はまだ開発されていない場所です。譲渡人の〇〇さんは、高齢のため農地管理が難しくなりました。今はクルミの木があり、農地管理はしています。そこを譲受人の〇〇〇〇という不動産業者が、〇区画の宅地分譲を予定しています。隣接地の地主への事業説明をし、了承を得ています。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて、番号3の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。場所は、〇〇〇〇の道を挟んだ左側です。譲受人の〇〇さんは、現在〇〇で奥さんと二人で行政書士の仕事をしています。しかし、依頼者は〇〇や〇〇の方が多いため、奥さんの実家がある東御市に家を建てたいと検討していたところ、親戚が所有している農地を宅地にしたらどうかという話があり、今回の申請に至りました。農地は荒廃地化

していました。宅地になり土地がきれいになれば良いと思います。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号4の案件について、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしくお願いします。場所は地図の15ページ、16ページをご覧ください。〇〇の〇〇という支区にある〇〇の北側です。〇〇の前に祢津線という道路があり、西に行くと〇〇があります。譲受人の〇〇さんが、以前から自分の畑に入って行く道がなく、譲渡人の〇〇さんの畑を通してもらっていました。今回、車が入っていける程の道幅を譲ってもらう事になりました。農道として利用するのですが、譲受人の〇〇さんは、農地として譲り受けるには農地面積が足りないので、3条で譲り受ける事ができないため、5条で道路敷地として購入するという事です。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて、番号5の案件について、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。地図は18ページ、19ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇という所です。〇〇の東側です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は荒地になっています。譲受人は〇〇の〇〇という、主に太陽光発電や屋根の工事などを行っている会社です。転用目的は資材置場にしたいという事です。残地になっていた土地を譲り受けるということで、今回の申請になったようです。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして議案第5号に入ります。農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当      それでは説明させていただきます。6ページから10ページについて説明します。まず6ページから9ページは通常の利用権設定の一覧表です。新規と更新を合わせて、合計71,545㎡です。内訳は、田が25,674㎡、畑が45,871㎡です。続いて10ページは所有権移転の設定です。合計3件、10筆です。合計が16,068㎡、内訳は、田が7,899㎡、畑が8,169㎡、です。4月分全体の件数では43件、63筆です。内訳は、新規の利用権設定が24件、再設定が16件、所有権移転が3件です。以上です。

議長                      ありがとうございました。ただ今、農用地利用集積計画について、説明がありました。全体を通してご意見ご質問等ありましたら、出していただきたいと思います。

(齊藤委員挙手)      齊藤委員どうぞ。

齊藤委員                農業技術者連絡協議会という組織があり、そこでエリア別に作物が決められています。それは強制ではありませんが、たとえば野菜畑の中にブドウ畑が出来たり、ワイン用ブドウが入ったりと、ギャップのある所は、確認をしていただいているのでしょうか。

担い手担当              確認はしていませんでした。これからは申請があった時に確認をしていきたいと思います。

齊藤委員                この表を見ても、疑問に思う案件が見受けられます。受付の時に話をしっかりして頂きたいと思います。

担い手担当              補足ですが、6ページの7の借り手が〇〇さんと、7ページの19の〇〇〇の〇〇に関しては、ドリフトの問題等について、周辺地権者に確認済みと聞いています。

議長                      外にありますか。  
それでは特にないようなので裁決に入ります。農地利用集積計画につい

て、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて、第1回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

よろしくをお願いします。お手元の資料の1ページをご覧ください。今回は3件の申請が出ていて、全て更新の申請です。

まずお一人目です。申請者は〇〇さんです。住所は〇〇〇〇です。目標とする営農類型は、野菜の直売と水稻です。経営改善の方向の概要は、野菜のJA出荷を中心とし、安定収入を目指します。農業経営規模の拡大に関する目標は、ブロッコリーが現状、作付面積〇〇〇アール、生産量〇〇トン、販売出荷量〇〇トンに対し、目標が、作付面積〇〇〇アール、生産量〇〇トン、販売出荷量〇〇トンです。キャベツは現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇トン、販売出荷量〇〇トンに対し、目標は、作付面積〇〇アール、生産量〇〇トン、販売出荷量〇〇トンです。米は現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムで、目標も同じです。経営管理の合理化の目標は、現状は簿記記帳していないので、目標は複式簿記記帳の実施をしたいという事です。農業従事態様等の改善目標は、現状は休みを決められないという事なので、休日制の導入を図りたいという事です。

続いて7ページです。申請者は〇〇さんです。住所は〇〇〇〇です。目標とする営農類型は、現状は水稻、スイートコーン、薬用人参ですが、将来はスイートコーンを減らし、白菜、レタス等も栽培してみたいとの事です。農業経営規模の拡大に関する目標は、水稻が現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムで、目標も同じです。スイートコーンは現状、作付面積〇〇アール、生産量、販売出荷量共に〇〇キログラムに対し、目標は、作付面積〇〇アール、生産量、販売出荷量共に〇〇キログラムです。白菜は、目標、作付面積〇〇アール、販売出荷量〇〇キログラムです。薬用人参は、現状〇〇アール、生産量、販売出荷量共に〇〇キログラムですが、目標は、作付面積は同じで、生産量、販売出荷量共に〇〇キログラムです。経営管理の合理化の目標は、現状は収支内訳申告ですが、目標はパソコン利用による青色申告をしたいという事です。農業従事態様等の改善目標は、現状は決まった休みが取れていないので、目標は週休制を目指すという事です。

続いて3人目の方です。申請者は〇〇さんです。住所は〇〇〇〇です。目標とする営農類型は、養豚と水稻です。経営改善の方向の概要は、家族経営で養豚の飼育改善をし、出荷頭数を増加させる。法人化を目標としま

す。農業経営規模の拡大に関する目標は、養豚が現状、繁殖豚が〇〇頭、出荷頭数が〇〇頭ですが、目標は繁殖豚が〇〇頭、出荷頭数が〇〇頭です。水稲に関しては、現状が作付面積、〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムに対して、目標は作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムです。経営管理の合理化の目標は、現状は簿記の記帳を母親がやっていて、確定申告は税理士にやってもらっています。目標は法人化、システム化を計りたいという事です。農業従事態様等の改善目標については、現状は家畜の飼育で休日が取れないので、目標は法人化によって週休2日制の実現を計るという事です。以上3件です。審査をお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農業経営改善計画について説明がありましたが、各委員からの説明とご意見ををお願いします。まず、番号1の〇〇さんの案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。〇〇さんは、野菜栽培専門の中堅農家です。奥さんと二人で子育てをしながら、機械の力を駆使して非常に頑張っています。3年ほど前にお父さんが亡くなり、その後はご夫婦と収穫時期に一人臨時雇用し、経営をしています。〇〇さんは温厚で誰からも慕われ、頼れる人物です。これからも数少ない野菜農家の中堅として、また認定農業者の仲間です。これからも応援していきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。委員会から何かご意見がありましたら、出してください。

それでは無いようですので、〇〇さんには中堅農家として今後も頑張って頂きたいと思います。

続いて番号2の〇〇さんの案件について、青木二巳委員に説明とご意見を頂きたいと思います。

青木委員

説明します。〇〇さんは、お父さんの〇〇さんと一緒に水稲とスイートコーン、薬用人参を栽培しています。経営管理の合理化や、5年後の経営方針を考えて経営していると感じます。たとえばスイートコーンの栽培で、新種のカントリー娘など、栽培し易い品種にしてロスを少なくしたり、薬用人参については、パイプネットを使って、労力の省力化を図ろうとしています。性格的にも温厚で信頼もあり、農業を一生懸命やっている方です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは委員会から何かご意見があれば、出

してください。薬用人参も外国産に押されて非常に厳しい物があります。水稲とスイートコーンの3種類の多角経営で大変だと思いますが、頑張っ  
て頂きたいと思えます。

続いて番号3の〇〇さんの案件について、同じく青木二巳委員より説明  
とご意見をお願いします。

青木委員

〇〇さんは養豚業をされています。現状は繁殖豚が〇〇頭ですが、将来的には繁殖豚を〇〇頭にし、販売出荷量を〇〇頭にしようと頑張っています。大型フォークリフトや自動給餌器などで、作業効率を上げて行きたいとおっしゃっています。また、〇〇にも田んぼを持っていて、そちらの方にも力を入れて行きたいとの事です。経営規模の拡大で、法人化にもしていきたいと意気込んでいます。以上です。

議長

ありがとうございました。委員会としてご意見がありましたら、出してください。

(渡辺幹夫委員挙手)

渡辺委員どうぞ。

渡辺委員

13ページの経営規模の拡大に関する目標についての項目で、養豚の頭数を増やしていく様ですが、地元の人間として応援するのが本来だと思います。しかし実の所、臭気の公害が酷いと地元では陳情が出るくらいですので、規模の拡大は周囲の理解が得られず、難しいのではないのでしょうか。飼育する上での衛生管理を、しっかり指導して頂きたいと思えます。

議長

ありがとうございました。生活環境課からも話は行っているのではないかと思います。農業委員会からも、衛生管理の問題が出たという事をお話してもらいたいと思えます。他にございますか。

(山崎委員挙手)

山崎委員どうぞ。

山崎委員

〇〇さんと〇〇さんの作付面積と経営面積が違っていますが、申請時にきちんと数字を合わせて頂きたいと思えます。

(小林健治委員挙手)

議長

小林委員どうぞ。

小林委員

〇〇さんですが、作付面積の現状が200アールで、経営面積が270アールになっていますが、本人にお聞きしたところ、70アールは休耕地になっているという事です。

議長 他にございますか。

(小林健治委員挙手)

議長 小林委員どうぞ。

小林委員 先ほどの養豚の堆肥の件ですが、堆肥小屋の臭いの問題について、市から指導はあるのでしょうか。

議長 ここでは即答し兼ねると思うので、事務局で生活環境課に確認してください。外にございますか。それでは、要望もありましたので、その所は伝えて頂き、各農業認定者の方には目標に向けて頑張ってもらいたいと思います。以上で第1回農業経営改善計画認定審査会を終了します。

以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_